

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
関税法関係	関税法関係
事前教示に関する照会書（C - 1000）	事前教示に関する照会書（C - 1000）
(省 略)	(同 左)
<p>「照会貨物に係る事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を印で囲み、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために参考となるものの有無について記載し、当該実績がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの 2 欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）」欄には、当該照会に係る貨物の製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載する。</p>	<p>「照会貨物に係る事前教示実績の有無及び類似貨物に係る輸入実績の有無」欄には、当該照会に係る貨物につき、従前に他の税関に事前教示を求めた事実の有無及び当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために参考となるものの有無について記載し、当該事実又は実績がある場合には、その概要を記載する。</p> <p>なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の製法等」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p>
(省 略)	(同 左)
事前教示回答書（変更通知書兼用）(C - 1000 - 1)	事前教示回答書（変更通知書兼用）(C - 1000 - 1)
(省 略)	(同 左)
<p>「分類理由」欄には、「関税率表上の所属区分」等の欄に記載した関税率適用上の所属区分等の根拠（例えば、照会に係る貨物の分類に関連する関税率表の項若しくは号の規定、部、類若しくは号の注の規定又は通則の規定並びにこれらの解釈としての関税率表解説及び分類例規の記載、照会者から提出された商品説明と上記の規定との関係及び結論をいう。）を記載することとし、当該関税率表上の所属区分等の回答に当たり、「照会貨物の説明」欄に記載された貨物の条件を付けた場合には、当該条件を併記し、記載後、余白が残る場合は、以下余白と記入する。また、変更通知書として使用する場合には、変更</p>	<p>「照会貨物の説明（製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等）」欄には、当該照会に係る貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>理由も記載する。</p> <p>下欄には、回答を行う職員の所属する税関及び部門の名称並びに当該部門の責任者（首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあっては関税鑑査官））の氏名を記載し、押印する。</p> <p>事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C - 1000 - 2）</p> <p>（省 略）</p> <p>「照会貨物に係る事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、原産地に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を印で囲み、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の原産地を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を印で囲み、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの 2 欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>（省 略）</p> <p>事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）（C - 1000 - 3）</p> <p>（省 略）</p> <p>「認定理由」欄には、「回答」の欄に記載した原産地認定の根拠（例えば、照会に係る製造・加工等に関する関税率表の項の変更等の事実及び原産地認定に関する法令（条約を含む。）の規定等の記載、照会者から提出された製造・加工に関する説明と上記の規定との関係及び結論）を記載することとし、当該原産地の回答に当たり、「照会貨物の説明」欄に記載された貨物に関し条件を付けた場合には、当該条件を併記し、記載後、余白が残る場合には、以下余白と記入する。また、変更通知書として使用する場合には、変更理由も記載する。</p> <p>下欄には、回答を行う職員の所属する税関及び部門の名称並びに当該部門の</p>	<p>理由も記載する。</p> <p>下欄には、回答を行う職員の所属する税関官署及び部門の名称並びに当該部門の責任者（原則として、関税鑑査官、統括審査官又はこれに相当する官職にある者）の氏名を記載し、押印する。</p> <p>事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C - 1000 - 2）</p> <p>（同 左）</p> <p>「照会貨物に係る事前教示実績の有無及び類似貨物に係る輸入実績の有無」欄には、当該照会に係る貨物につき、従前に他の税関に事前教示を求めた事実の有無、関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示を求めた事実の有無及び参考となる当該貨物に類似する貨物の輸入実績並びにその概要を記載する。</p> <p>なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の製法等」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>（同 左）</p> <p>事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）（C - 1000 - 3）</p> <p>（同 左）</p> <p>「認定理由」欄には、「原産地」の欄に記載した原産地認定の根拠（例えば、照会に係る製造・加工等に関する関税率表の項の変更等の事実及び原産地認定に関する政令又は通達の規定等の記載、照会者から提出された製造・加工に関する説明と上記の規定との関係及び結論）を記載することとし、当該原産地の回答に当たり、「照会貨物の説明」欄に記載された貨物に関し条件を付けた場合には、当該条件を併記し、記載後、余白が残る場合には、以下余白と記入する。また、変更通知書として使用する場合には、変更理由も記載する。</p> <p>下欄には、回答を行う職員の所属する税関官署及び部門の名称並びに当該部</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
責任者（原産地調査官）の氏名を記載し、押印する。	門の責任者（原則として、統括審査官又はこれに相当する官職にある者）の氏名を記載し、押印する。
事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書・回答書（C - 1001） (省 略) 「（理由）欄には、意見の申出に対する回答を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う職員の所属する税関及び部門の名称並びに当該部門の責任者（首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあっては関税鑑査官）（原産地に係る回答書の場合には原産地調査官））の氏名を記載し、押印する。	事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書・回答書（C - 1001） (同 左) 「（理由）欄には、意見の申出に対する回答を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う職員の所属する税関官署及び部門の名称並びに当該部門の責任者（原則として、関税鑑査官、統括審査官又はこれに相当する官職にある者）の氏名を記載し、押印する。
輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C - 5020） <申告書中段のうち、内国消費税等に関する欄（印のある欄）の記載要領> 「 <input type="checkbox"/> 酒 <input type="checkbox"/> 石 <input type="checkbox"/> 消 <input type="checkbox"/> 地 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 」の欄には、課税物品に適用されるそれぞれの法律の区分（例えば、酒税法の場合 <input type="checkbox"/> 酒 <input type="checkbox"/> 石油石炭税法の場合 <input type="checkbox"/> 石 <input type="checkbox"/> 消費税法の場合 <input type="checkbox"/> 消 <input type="checkbox"/> 、地方税法の場合 <input type="checkbox"/> 地 <input type="checkbox"/> ）右の枠内に×印を記入する。また、同欄の予備枠は、たばこ税法及び一般会計における債務の承認等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（以下「一般承継財確法」という。）揮発油税法及び地方揮発油税法並びに石油ガス税法の表示欄として使用することとし、たばこ税法及び一般承継財確法が適用される場合は <input type="checkbox"/> た <input type="checkbox"/> 、揮発油税法及び地方揮発油税法が適用される場合は <input type="checkbox"/> 挥 <input type="checkbox"/> 、石油ガス税法の場合 <input type="checkbox"/> ガ <input type="checkbox"/> と記載した上、その右の枠内に×印を記入する。	輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C - 5020） <申告書中段のうち、内国消費税等に関する欄（印のある欄）の記載要領> 「 <input type="checkbox"/> 酒 <input type="checkbox"/> 石 <input type="checkbox"/> 消 <input type="checkbox"/> 地 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 」の欄には、課税物品に適用されるそれぞれの法律の区分（例えば、酒税法の場合 <input type="checkbox"/> 酒 <input type="checkbox"/> 石油石炭税法の場合 <input type="checkbox"/> 石 <input type="checkbox"/> 消費税法の場合 <input type="checkbox"/> 消 <input type="checkbox"/> 、地方税法の場合 <input type="checkbox"/> 地 <input type="checkbox"/> ）右の枠内に×印を記入する。また、同欄の予備枠は、たばこ税法及び一般会計における債務の承認等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（以下「一般承継財確法」という。）揮発油税法及び地方道路税法並びに石油ガス税法の表示欄として使用することとし、たばこ税法及び一般承継財確法が適用される場合は <input type="checkbox"/> た <input type="checkbox"/> 、揮発油税法及び地方道路税法が適用される場合は <input type="checkbox"/> 挥 <input type="checkbox"/> 、石油ガス税法の場合 <input type="checkbox"/> ガ <input type="checkbox"/> と記載した上、その右の枠内に×印を記入する。
なお、内国消費税（消費税を除く。）が申告されず、消費税及び地方消費税のみが申告される場合には、消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の上欄に、地方消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の下欄に記載する。	なお、内国消費税（消費税を除く。）が申告されず、消費税及び地方消費税のみが申告される場合には、消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の上欄に、地方消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の下欄に記載する。
また、内国消費税（消費税を除く。）が申告される場合には、当該内国消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄	また、内国消費税（消費税を除く。）が申告される場合には、当該内国消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の下欄に、地方消費税に係る申告事項（関税に関する申告事項と共に通する事項を除く。）は、関税に係る欄の次の欄の白抜き部分に×印を記入した上、同欄の内国消費税等に関する欄の上欄に記載する。</p>	<p>の下欄に、地方消費税に係る申告事項（関税に関する申告事項と共に通する事項を除く。）は、関税に係る欄の次の欄の白抜き部分に×印を記入した上、同欄の内国消費税等に関する欄の上欄に記載する。</p>
<p>さらに、石油石炭税と揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>とが同時に申告される場合には、石油石炭税に係る申告事項は関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の上欄に、揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の下欄に、消費税及び地方消費税に係る申告事項（関税に関する申告事項と共に通する事項を除く。）は、関税に係る欄の次の欄の白抜き部分に×印を記入した上、同欄の内国消費税等に関する欄の上欄及び下欄にそれぞれ記載する。</p>	<p>さらに、石油石炭税と揮発油税及び<u>地方道路税</u>とが同時に申告される場合には、石油石炭税に係る申告事項は関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の上欄に、揮発油税及び<u>地方道路税</u>に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の下欄に、消費税及び地方消費税に係る申告事項（関税に関する申告事項と共に通する事項を除く。）は、関税に係る欄の次の欄の白抜き部分に×印を記入した上、同欄の内国消費税等に関する欄の上欄及び下欄にそれぞれ記載する。</p>
<p>輸入貨物の評価（個別・包括）申告書（C - 5300） 輸入貨物の評価（個別・包括）申告書（C - 5310）</p>	<p>輸入貨物の評価（個別・包括）申告書（C - 5300） 輸入貨物の評価（個別・包括）申告書（C - 5310）</p>
<p>＜評価申告書 及び に共通する事項＞</p> <p>標題の「（個別・包括）」の部分は、該当しない字句を<u>抹消</u>する。 及び（省略）</p> <p>「申告貨物の品名・銘柄・単価」欄には、輸入取引に係る商品名、その銘柄及び仕入価格の基礎となる単価を記載する。</p> <p>なお、原則として、1 件の評価申告書には、輸出者が同一人で取引条件が同一のものについて 2 品目以上をまとめて申告することとするが、1 の取引契約に多くの品目が含まれてあり、これらの品目を記載する余白がない場合には、別紙に品目明細表を作成の上評価申告書に添付する。この場合、品目によつては評価申告書を適宜分割するものとする。</p> <p>及び（省略）</p> <p>「包括申告の関係税関名」欄には、申告貨物に係る輸入通関を予定する主要な税関官署名を記載する。例えば、東京税関本関及び大井出張所並びに大阪税関関西空港税関支署において、主に輸入通関を予定しているときは、</p> <p>東京税関（本関、大井出張所） 大阪税関（関西空港税関支署）</p> <p>のように記載する。</p>	<p>＜評価申告書 及び に共通する事項＞</p> <p>標題の「（個別・包括）」の部分は、該当しない字句を<u>まつ消</u>する。 及び（同左）</p> <p>「申告貨物の品名・銘柄・単価」欄には、輸入取引に係る商品名、その銘柄及び仕入価格の基礎となる単価を記載する。</p> <p>なお、原則として、1 件の評価申告書には、輸出者が同一人で取引条件が同一のものについて 2 品目以上をまとめて申告することとするが、1 の取引契約に多くの品目が含まれてあり、これらの品目を記載する余白がない場合には、別紙に品目明細表を作成の上評価申告書に添付する。この場合、品目によつては評価申告書を適宜分割するものとする。</p> <p>及び（同左）</p> <p>「包括申告の関係税関名」欄には、申告貨物に係る輸入通関を予定する税関官署名を記載する。例えば、<u>輸入通関を予定する税関官署が東京税関本関及び大井出張所並びに大阪税関関西空港税関支署である</u>ときは、</p> <p>東京税関（本関、大井出張所） 大阪税関（関西空港税関支署）</p> <p>のように記載する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（省略） 記載欄に金額を記載する場合には、本邦通貨又は仕入書等の表示通貨のいずれかのうち課税上適当と認められる通貨によって表示する。</p> <p>＜評価申告書 の各欄への記載事項＞ (A の 1 の 欄) ～（省略） A の 1 の 欄 の 記載に当たっては、次の点に留意して記載する。 イ～ハ（省略） (A の 2 の 欄) A の 2 の 欄 の 「関税定率法第 4 条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に掲げる事情」の有無の記載に当たっては、次の事項に留意するものとする。 イ 「第 1 号に掲げる事情」とは、定率法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する買手による輸入貨物の再販売その他の処分又は使用についての制限であつて、次に掲げる制限以外のものがあることをいう。 (i) 買手による輸入貨物の再販売が認められる地域についての制限 (ii) 買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限で法令により又は国若しくは地方公共団体により課され又は要求されるもの (iii) 買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限で当該輸入貨物の取引価格に実質的な影響を与えていないと認められるもの □ 「第 2 号に掲げる事情」とは、定率法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する輸入貨物の課税価格の決定を困難とする条件が当該輸入貨物の輸入取引に付されていることをいう。 ハ 「第 3 号に掲げる事情」とは、定率法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているものがあるがその額が明らかでないことをいう。 及び（省略） (B の 欄) (省略) 「調整項目」について</p>	<p>（同左） 記載欄に金額を記載する場合には、本邦通貨又は仕入書等の表示通貨のいずれかのうち課税上適当と認められる通貨によって表示する。</p> <p>＜評価申告書 の各欄への記載事項＞ (A の 1 の 欄) ～（同左） A の 1 の 欄 の 記載に当たっては、次の点に留意して記載する。 イ～ハ（同左） (A の 2 の 欄) A の 2 の 欄 の 「関税定率法第 4 条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に掲げる事情」の有無の記載に当たっては、次の事項に留意するものとする。 イ 「第 1 号に掲げる事情」とは、定率法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する買手による輸入貨物の再販売その他の処分又は使用についての制限であつて、次に掲げる制限以外のものがあることをいう。 (i) 買手による輸入貨物の再販売が認められる地域についての制限 (ii) 買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限で法令により又は国若しくは地方公共団体により課され又は要求されるもの (iii) 買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限で当該輸入貨物の取引価格に実質的な影響を与えていないと認められるもの □ 「第 2 号に掲げる事情」とは、定率法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する輸入貨物の課税価格の決定を困難とする条件が当該輸入貨物の輸入取引に付されていることをいう。 ハ 「第 3 号に掲げる事情」とは、定率法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているものがあるがその額が明らかでないことをいう。 及び（同左） (B の 欄) (同左) 「調整項目」について</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ (省略)</p> <p>口 「加算要素」とは、定率法第 4 条第 1 項各号に掲げる運賃等であつて、納税申告の際に添付する仕入書、運賃明細書及び保険料明細書に記載されていない次のものをいう。</p> <p>(イ)～(ハ) (省略)</p> <p>ハ (省略)</p> <p>「イ 調整をする額又は率」欄には、課税価格の計算に<u>当たって</u>輸入(納税)申告書等に添付する仕入書、運賃明細書及び保険料明細書に記載された額(合計額)に調整を加えるべき額又は率を記載する。例えば、1 MT当たり U.S. \$ 10.00 の割増金が支払われるときは、「1 MT当たり U.S. \$ 10.00」と、仕入書価格の 3 %の特許権使用料が支払われるときは、「仕入書価格の 3 %」と記載する。</p> <p>なお、将来調整が見込まれる場合には、当該調整の内容について簡潔に記載する。</p> <p>及び (省略)</p> <p><限定輸入申告者等の納税申告に係る評価申告></p> <p>定率法施行令等の規定により貨物の輸入申告者が限定されている場合又は貨物が輸入の許可前に保税地域等で転売された場合には、限定申告者又は貨物の転得者(以下「限定申告者等」という。)がそれぞれ輸入申告を行うことになるが、これらの場合における評価申告書の取扱いは、次による。</p> <p>及び (省略)</p> <p>評価申告書 の A の 1 の欄の記載に<u>当たって</u>は、荷受人を「輸入者」と、限定申告者等を「輸入の委託者」とみなす。</p> <p>(省略)</p>	<p>イ (同左)</p> <p>口 「加算要素」とは、定率法第 4 条第 1 項各号に掲げる運賃等であつて、納税申告の際に添付する仕入書、運賃明細書及び保険料明細書に記載されていない次のものをいう。</p> <p>(イ)～(ハ) (同左)</p> <p>ハ (同左)</p> <p>「イ 調整をする額又は率」欄には、課税価格の計算に<u>当たつて</u>輸入(納税)申告書等に添付する仕入書、運賃明細書及び保険料明細書に記載された額(合計額)に調整を加えるべき額又は率を記載する。例えば、1 MT当たり U.S. \$ 10.00 の割増金が支払われるときは、「1 MT当たり U.S. \$ 10.00」と、仕入書価格の 3 %の特許権使用料が支払われるときは、「仕入書価格の 3 %」と記載する。</p> <p>なお、将来調整が見込まれる場合には、当該調整の内容について簡潔に記載する。</p> <p>及び (同左)</p> <p><限定輸入申告者等の納税申告に係る評価申告></p> <p>定率法施行令等の規定により貨物の輸入申告者が限定されている場合又は貨物が輸入の許可前に保税地域等で転売された場合には、限定申告者又は貨物の転得者(以下「限定申告者等」という。)がそれぞれ輸入申告を行うことになるが、これらの場合における評価申告書の取扱いは、次による。</p> <p>及び (同左)</p> <p>評価申告書 の A の 1 の欄の記載に<u>当たつて</u>は、荷受人を「輸入者」と、限定申告者等を「輸入の委託者」とみなす。</p> <p>(同左)</p>